

高校等で学び直す者に対する修学支援

令和7年度予算額
(前年度予算額)

5億円
3億円)



文部科学省

背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、高校等を中途退学した後、再び高校等で学び直す者が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



目的・目標

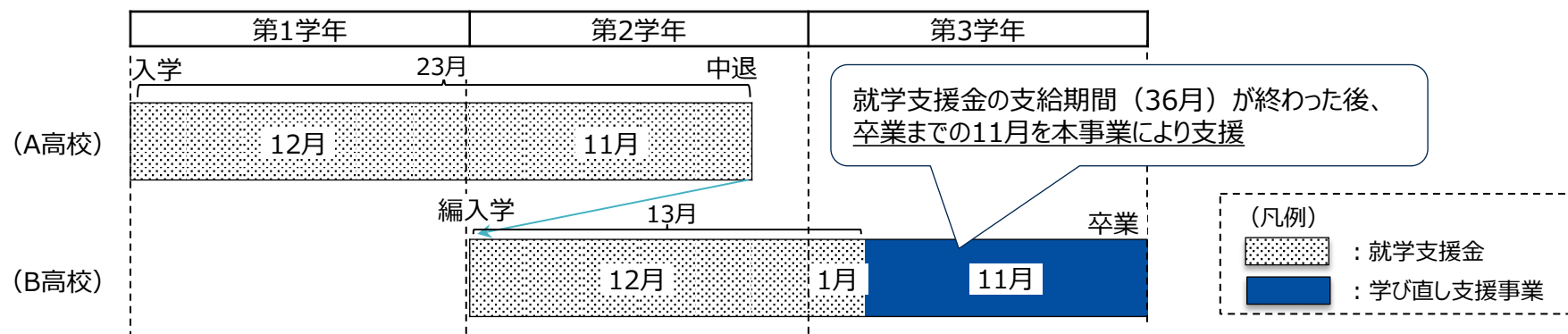
○都道府県が行う高校等に係る学び直し支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、高校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容 (事業実施期間：平成26年度～)

- ◆ 高校等を中途退学した後、再び高校等で学び直す者に対して、都道府県が、就学支援金の支給期間後も、卒業までの最長12月（定時制・通信制は最長24月）、継続して授業料に係る支援金を支給する場合に、国が都道府県に対して所要額を補助。
- ◆ 年収910万円未満世帯の生徒等を対象に118,800円を支給。
- ◆ 私立高校等に通う年収590万円未満世帯の生徒等は297,000円を上限として支給。
- ◆ 令和5年度から家計が急変した世帯への支援を実施。

※令和7年度においては、年収約910万円以上世帯に118,800円を上限に支給する経費を、国会の予算修正により計上（対象拡大+3,500人）

<イメージ（例）：A高校を1年と11月中途退学後、B高校の第2学年に編入学した場合>



対象校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）
高等専門学校（1～3年）、専修学校（高等・一般課程）等
※高等学校等就学支援金と同じ

実施主体

公・私立高校等：都道府県
国立高校等：国

補助対象経費

都道府県が行う学び直し支援事業に要する経費
※国立高校等は国が事業を実施

補助割合

国 10/10

(担当：初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム)